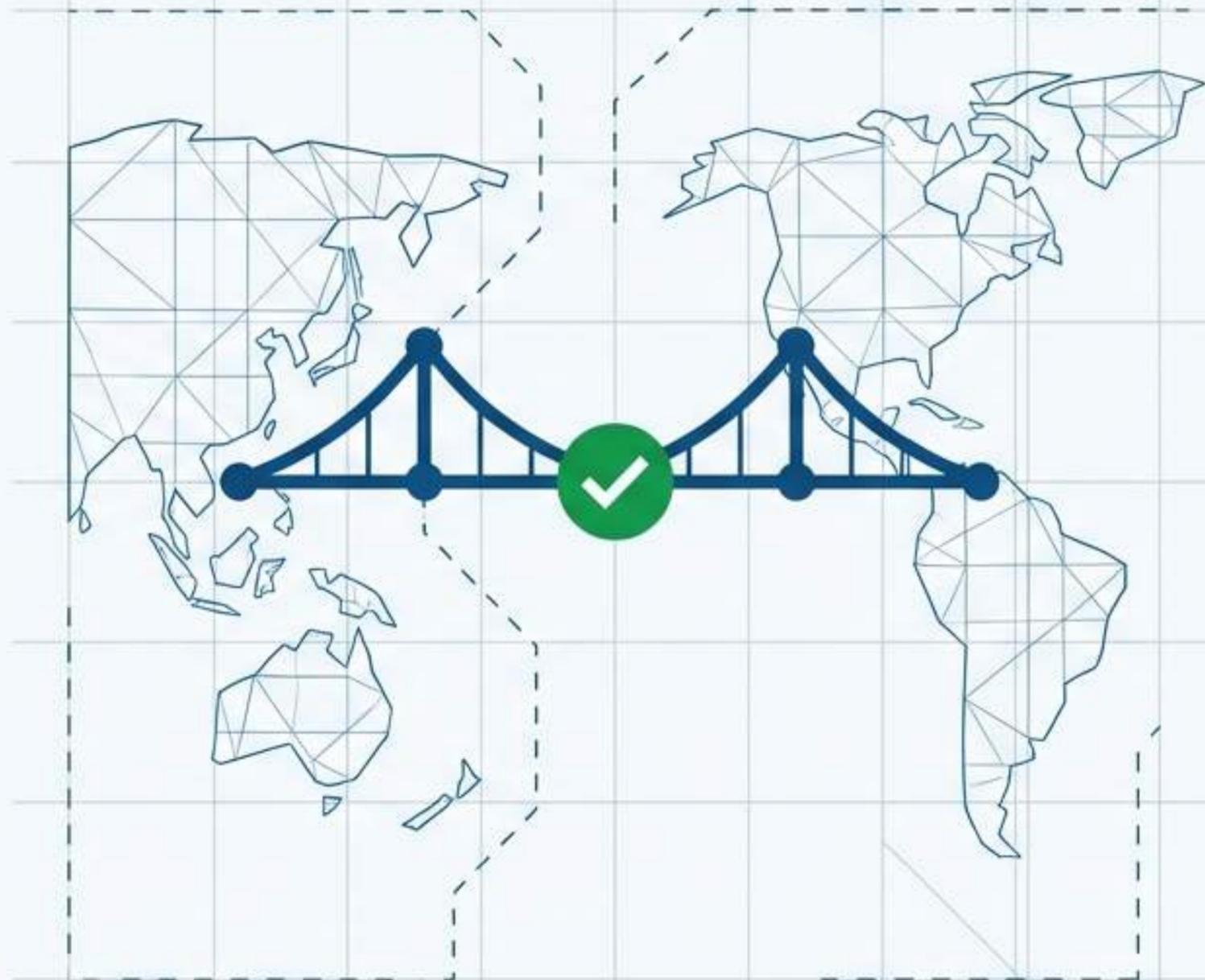


育成就労法：二国間取 決め(MOC)に基づく送 出機関の認定制度

新制度の仕組み・要件・実務への
影響を徹底解説

監修：加納行政書士事務所（ビザ申請サポートNavi）



エグゼクティブ・サマリー：新制度の全体像

1

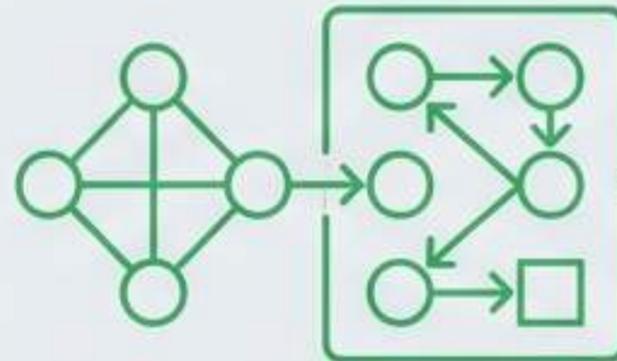
背景

技能実習制度の課題（高額手数料・人権問題）を根本から是正するための法改正。

2

解決策

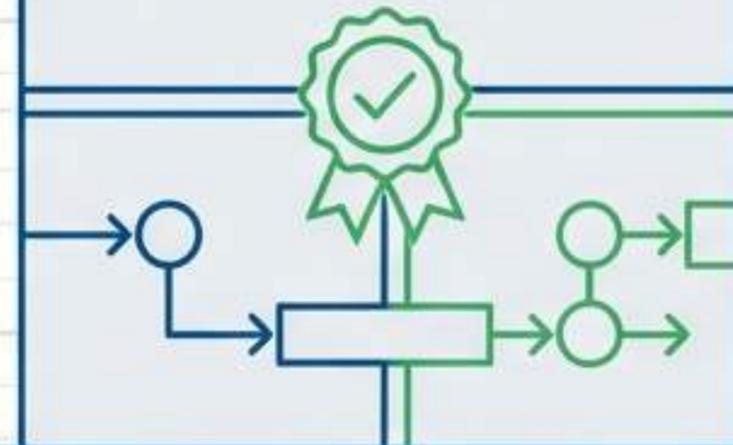
日本単独の管理を脱却し、送出国政府が直接審査・保証する「送出国の認定制度」を導入。



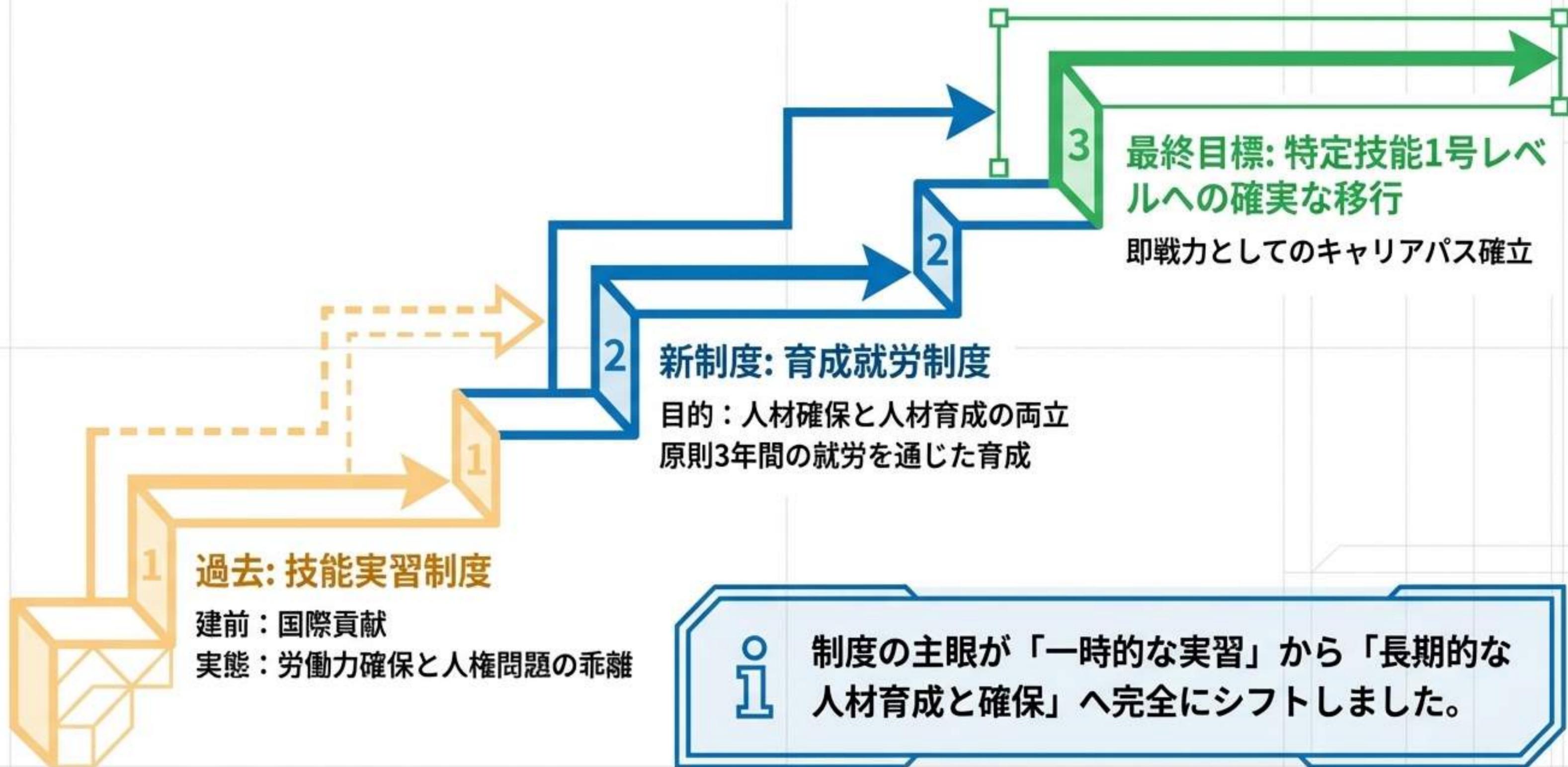
3

実務

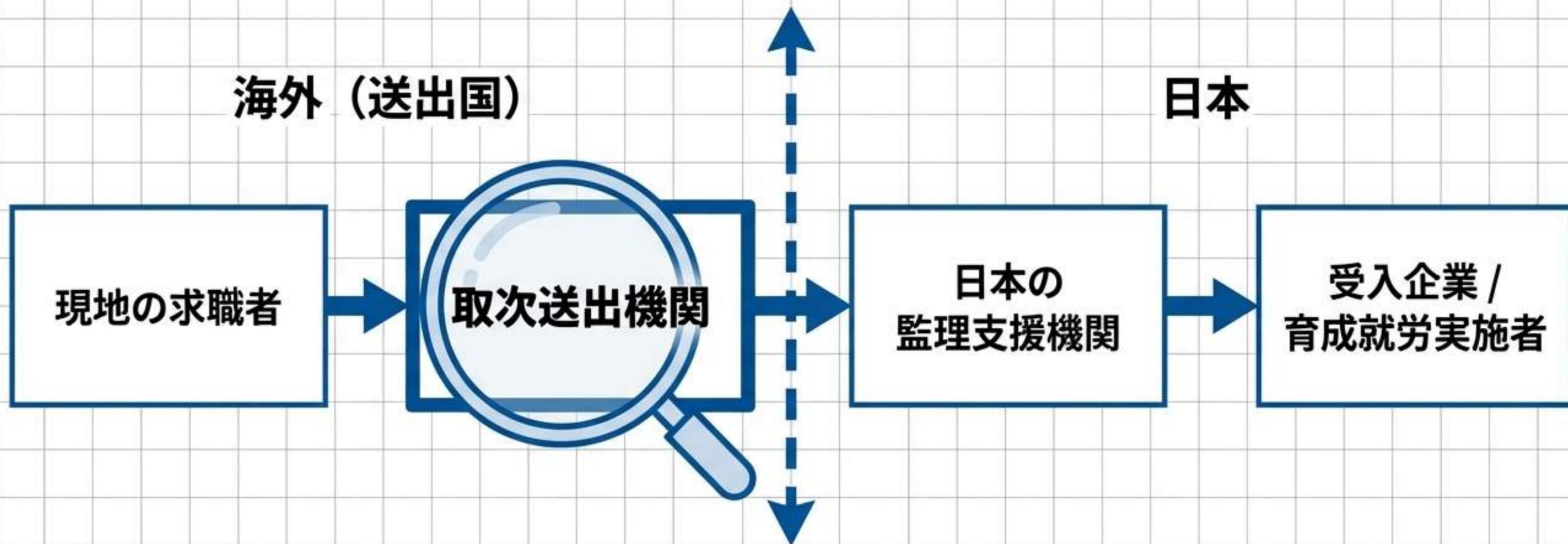
受入企業・監理支援機関は「認定機関」の利用が絶対条件となり、採用プロセスの完全な透明化が求められる。



パラダイムシフト：「技能実習」から「育成就労」へ

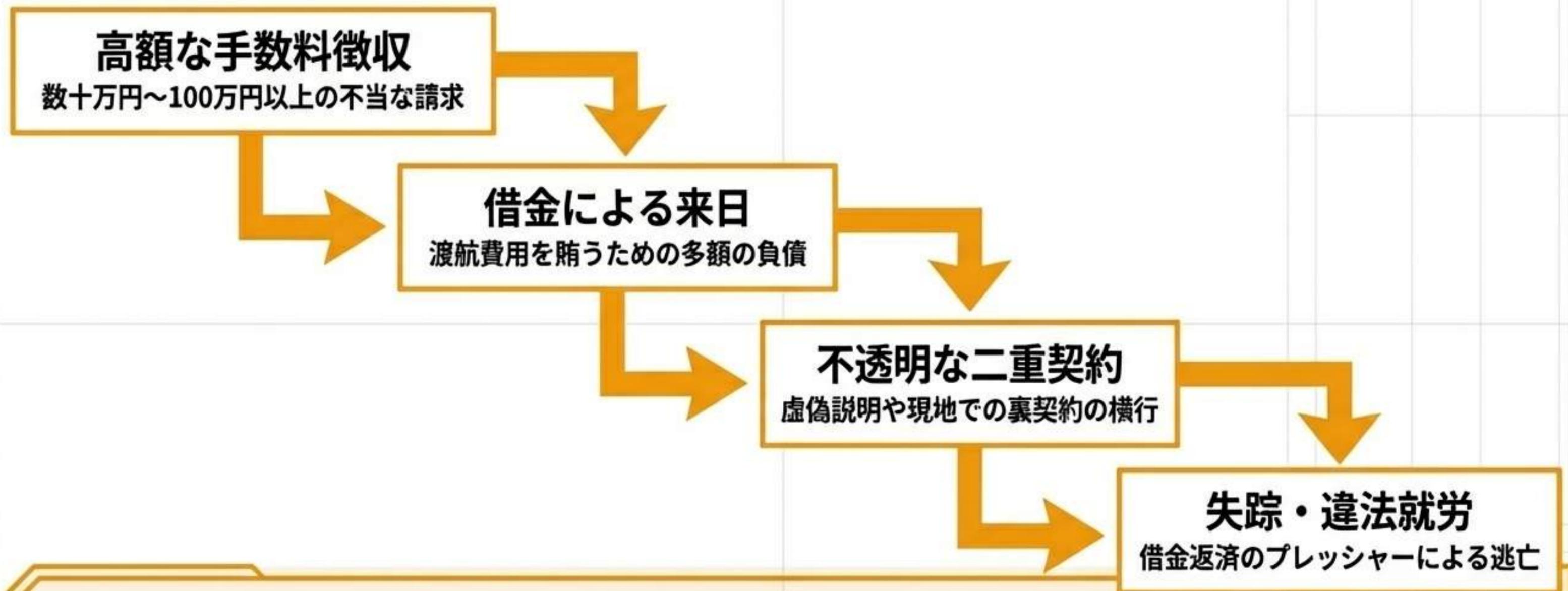


サプライチェーンにおける「送出国」の役割



送出国とは、育成就労外国人になろうとする者の求職申込みを、日本の監理支援機関へ取り次ぐ海外現地の窓口です。面接手配から来日手続きまで、労働供給の最上流を担います。

制度改革のトリガー：旧・技能実習制度における構造的欠陥



i これらは個別の問題ではなく、「不透明な送出国」を起点とした負の連鎖（システム・エラー）でした。

新制度による3つの防衛線（規制強化）



送出機関の要件厳格化

二重契約の完全禁止、人権侵害の排除を法令で規定



費用の上限設定

外国人が送出機関へ支払う費用の法的な上限を明記し、搾取を防止



二国間取決め（MOC）による認定制度

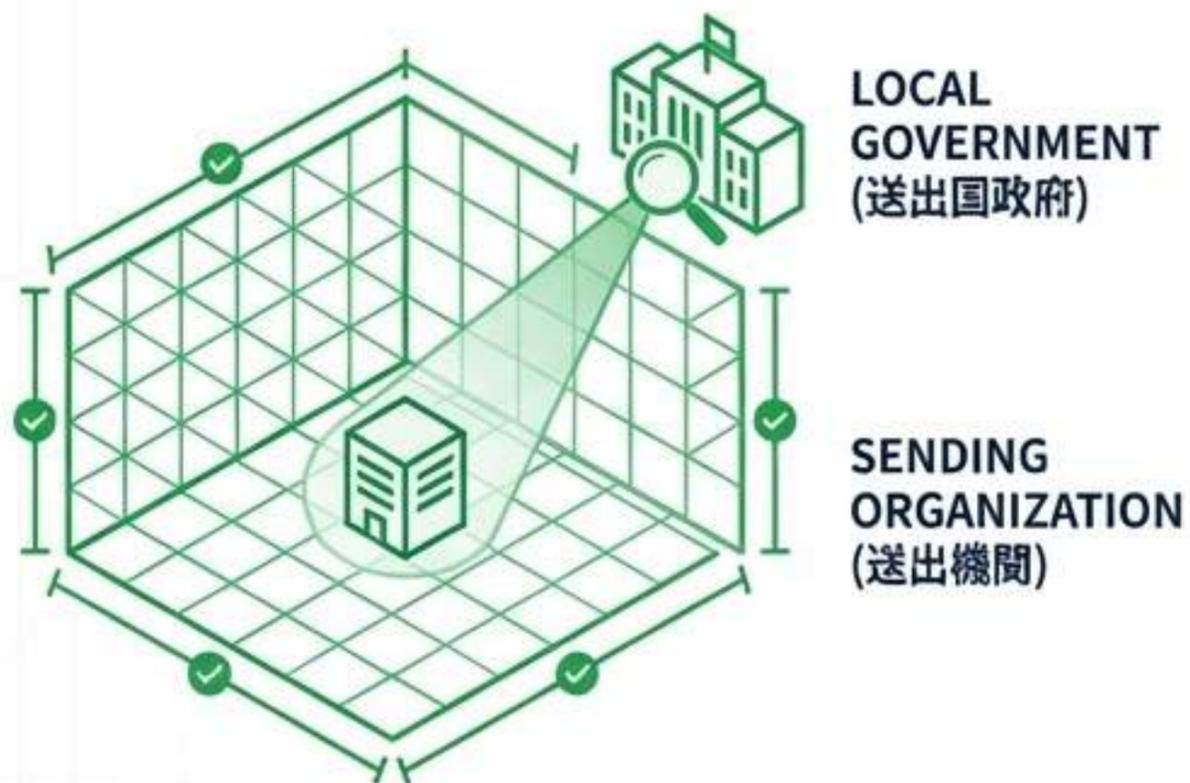
最大の改革。送出国政府の公権力を介入させた品質保証

なぜ「送出国政府」が認定するのか？



The Constraint (日本の限界)

日本政府の調査権限だけでは、海外に事業所を置く送出国機関の適格性や裏帳簿を網羅的に確認することは不可能です。



The Solution (二国間取決め - MOC)

日本政府と送出国政府がMOC（協力覚書）を締結。

送出国政府が自国の法律と警察力をもって、現地の送出国機関を厳格に個別審査し、認定を与えます。現地政府に管理責任を持たせる仕組みです。

透明性の確保：認定機関のみが通過できるパイプライン



無認定機関は一切利用不可。データベースに存在しない機関を経由した受入れは認められません。

二国間取決め（MOC）が目指す4つの目的



1. 人権保護

外国人労働者を悪質な搾取構造から守り、安全な労働環境を担保する。



2. 違法ブローカー排除

無許可で暗躍する非公式な送り出し業者をサプライチェーンから完全に排除する。



3. 費用トラブル防止

過剰な手数料請求を禁止し、事前に合意された上限内の適正な費用負担を徹底する。



4. 政府間協力

日本と送出国の制度を連携させ、トラブル発生時に両国政府が迅速に対処できる体制を構築する。

制度比較：技能実習 vs 育成就労

	 技能実習 (Old)	 育成就労 (New)
制度の目的	国際貢献 (建前化の懸念)	人材育成・人材確保 (実態に即した運用)
送出国機関のガバナンス	管理が不十分 (ブラックボックス化)	送出国政府による認定 (公式データベース化)
費用負担	高額な手数料問題が頻発	法的な上限規制の導入
制度監督	監理団体	監理支援機関 (より厳格な要件)

最大の違いは「送出国機関のガバナンス強化」にあります。
ブラックボックスだった海外拠点が、検証可能な公的プロセスに組み込まれました。

監理支援機関への実務的影響とコンプライアンス要件



	許可制への厳格化 より高度な管理能力が求められ、厳格な「許可制」のもとで運営されます。
	監査体制の強化 定期監査だけでなく、外部監査が義務付けられ、運営の透明性が常に監視されます。
	送出機関との癒着防止 送出機関との不適切な契約、キックバック、供応接待、不透明な手数料のやり取りは回く禁じられます。

受入企業（育成就労実施者）が取るべき3つのアクション

1

認定送出機関の確認の徹底

無認定機関を利用した計画は認可されません。必ず「外国人育成就労機構」の公式HPで照会を行う体制を構築してください。

2

契約内容の厳密な精査

現地での雇用条件や送出機関との契約内容に、日本の法令に反する条項（違約金設定など）が含まれていないか確認が必要です。

3

費用負担の透明化と モニタリング

外国人本人が不当な費用を請求されていないか、送出費用の内訳に不透明な項目がないか、企業側にも確認責任が生じます。

新制度に関する実務 Q&A

Q 送出国機関は必ず利用する必要がありますか？

A 通常は必須です。ただし、直接採用や国内での在留資格変更など、例外的なケースも存在します。

Q 無認定の機関を利用してしまった場合のリスクは？

A 育成就労計画が認定されず、ビザが発給されません。また、監理支援機関の監査でも重大な違反となります。

Q 外国人本人は一切費用を払わなくてよいのですか？

A 一定の費用負担は認められますが、「上限規制」が導入されるため、法外な請求はできなくなります。

Q 認定された機関のリストはどこで確認できますか？

A 外国人育成就労機構の公式ホームページにて、随時公開・更新される予定です。

2027年の制度開始に向けたロードマップ

新制度の核心は「盲目的な信頼（ブラインド・トラスト）」から「検証可能な透明性」への移行です。MOCによる認定制度は、悪質なブローカーを完全にサプライチェーンから締め出します。

2027



育成就労制度は2027年の開始に向けて具体化が進んでいます。現行の採用パイプラインを今すぐ監査し、MOCコンプライアンスに対応できる送出機関とのみ提携する準備を始めてください。

制度移行に関する専門的なサポート

加納行政書士事務所（運営：ビザ申請サポートNavi）

代表 特定行政書士 加納 裕之

専門分野

- ・入管取次・ビザ申請
- ・在留資格
- ・永住・帰化
- ・外国人問題
- ・国際公法

無料相談受付中（事前予約制・面談のみ）

TEL: 03-6403-5295（受付時間 平日10:00-20:00）

住所: 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-6 BIZMARKS麴町510

アクセス: 半蔵門線「半蔵門」駅徒歩3分 / 有楽町線「麴町」駅徒歩3分